

全国安全週間の取り組みについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「全国安全週間」は今年で94回目を迎え、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に毎年実施されており、全国安全週間を契機に実施される安全衛生活動は労働災害を防止する上で重要なものと考えております。

全国安全週間の実施にあたり、労働災害の発生状況及び関係法令の改正について簡単ではありますが取りまとめましたので、ご活用頂ければ幸いに存じます。

(資料の入手、詳細の確認につきましては、厚生労働省ホームページ等をご覧下さい)

長崎労働基準監督署

全国安全週間実施要項

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

1. 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
2. 安全パトロールによる職場の総点検の実施
3. 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
4. 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
5. 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
6. 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

全国安全週間実施要項

継続的に実施する事項

1. 安全衛生管理体制の確立
 - ① 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - ② 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ③ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - ④ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

継続的に実施する事項

2. 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ① 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ② 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ③ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ④ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

3. 自主的な安全衛生活動の促進

- ① 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ② 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

4. リスクアセスメントの実施

- ① リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ② SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

5. その他の取組

- ① 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ② 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ③ 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

業種の特性に応じた労働災害防止対策

建設業における労働災害防止対策

一般的事項

- ① 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入と適切な使用
- ② 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ③ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ④ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

- ① 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ② 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

製造業における労働災害防止対策

- ① 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ② 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ③ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ④ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ⑤ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

- ① チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ② 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

全国安全週間実施要項

業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ① 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ② 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ③ 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- ④ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ① 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- ② 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ③ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ④ トラックの逸走防止措置の実施
- ⑤ トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

全国安全週間実施要項

業種横断的な労働災害防止対策

1. 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ① 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- ② 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ③ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ④ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

全国安全週間実施要項

業種横断的な労働災害防止対策

2. 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ③ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ④ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

3. 交通労働災害防止対策

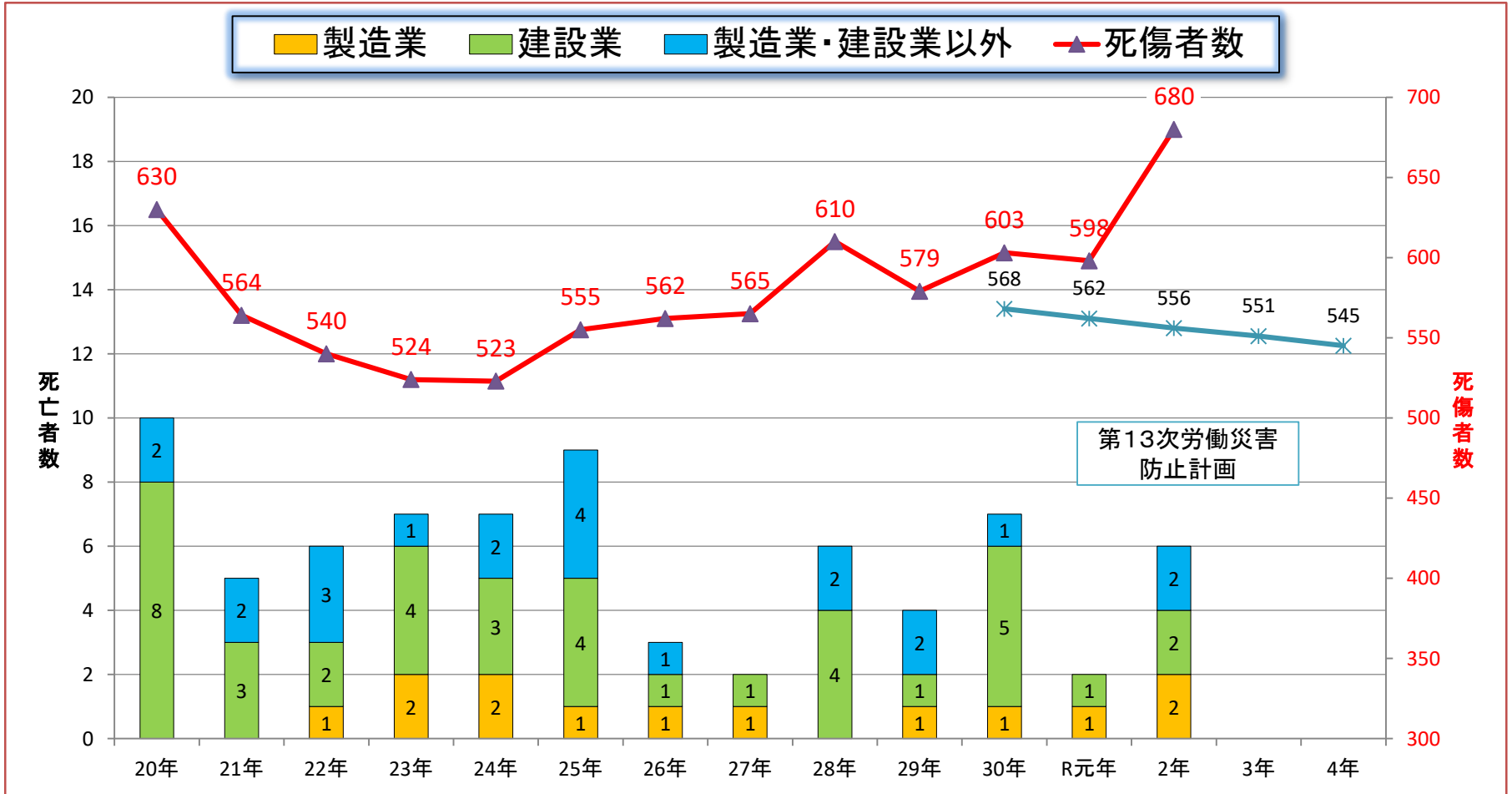
- ① 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ② 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ③ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ④ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

4. 熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)

- ① WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- ② 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
- ③ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- ④ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- ⑤ 熱中症予防に関する教育の実施
- ⑥ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- ⑦ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

労働災害の推移 (休業4日以上)

長崎労働基準監督署管内

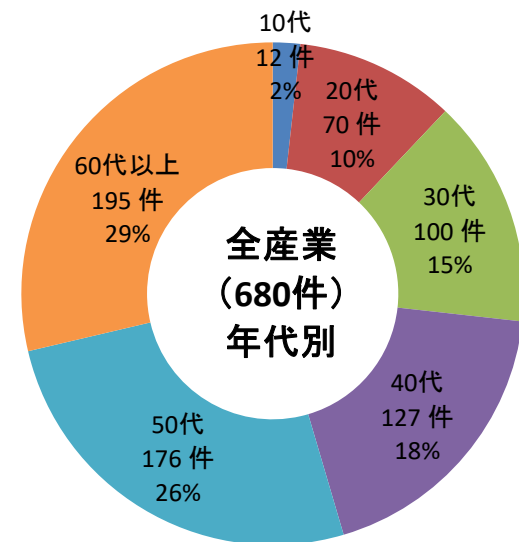
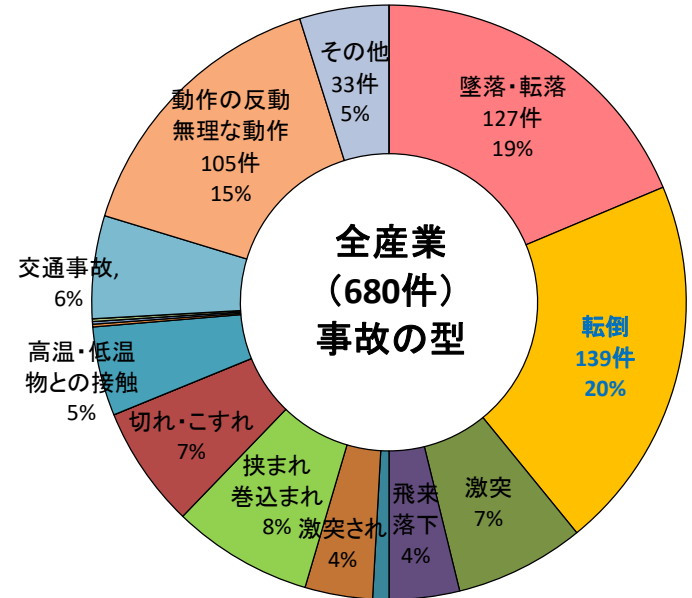
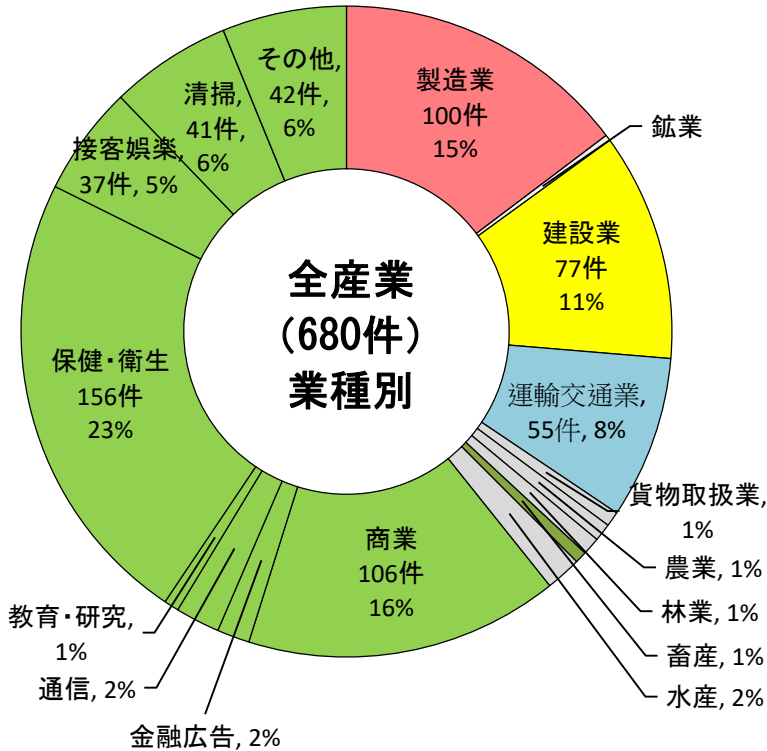


令和2年 労働災害発生状況 (休業4日以上)

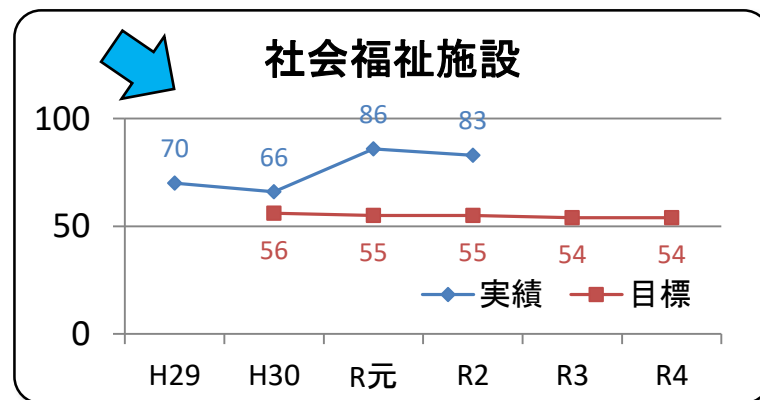
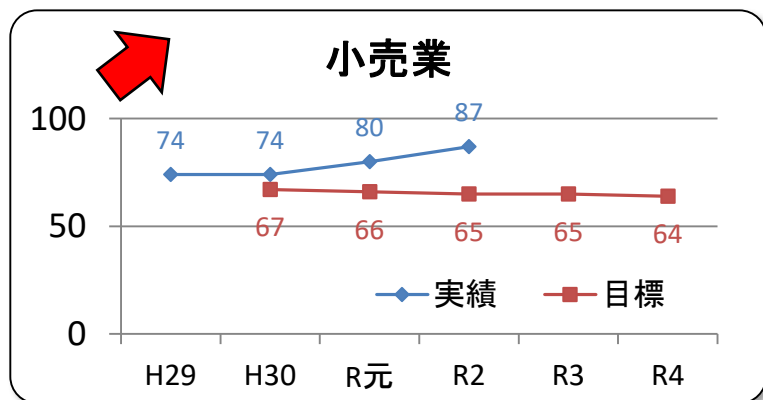
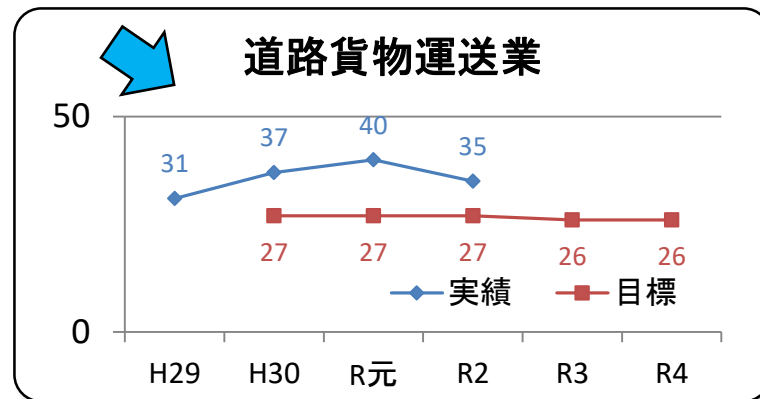
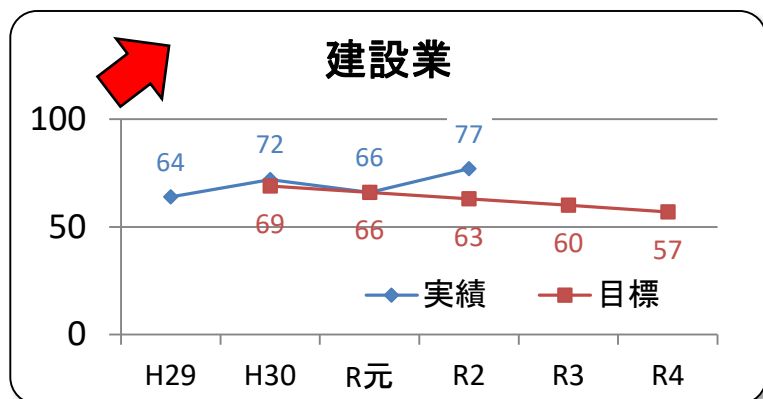
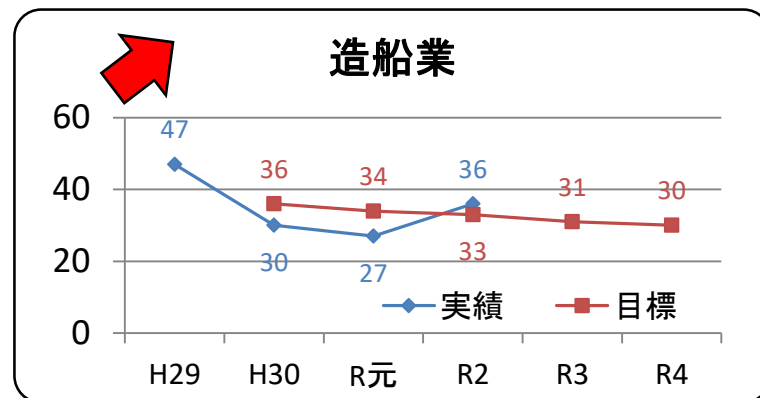
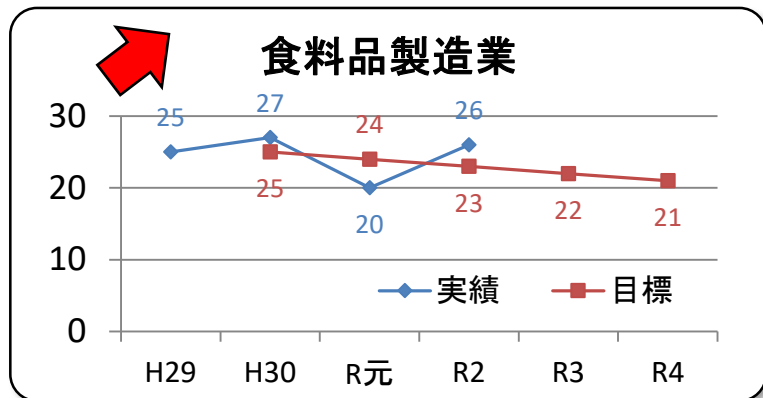
(長崎労働基準監督署)

全産業

※新型コロナウイルス感染症(26件)を含む



第13次労働災害防止計画の目標と実績(業種別)



第1 3次労働災害防止計画の重点事項（業種別） 抜粋

製造業対策

【目標】

死亡者数を12次防累計死亡者数より15%以上減少

食料品製造業：死傷者数を12次防平均より20%以上減少

造船業：死傷者数を12次防平均より20%以上減少

- STOP転倒災害プロジェクトの推進（4S、危険の見える化）
- 食品加工用機械による「挟まれ・巻き込まれ」災害防止対策の推進
- 現場における安全活動浸透のため、職長に対する教育の実施を促進
- 造船業における高所からの墜落災害及びクレーンによる「挟まれ・巻き込まれ」災害について安全対策を推進
- 重層下請構造にある造船業にあっては、統括安全衛生管理体制の確立と請負事業者との連絡調整の徹底

建設業対策

【目標】

死亡者数を12次防累計死亡者数より15%以上減少

- フルハーネス型安全帯の使用を徹底し、足場等様々な高所からの墜落・転落災害対策を推進
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止対策を徹底
- 自然災害に被災した地域の復旧等工事における労働災害防止対策を徹底
- 建設業の許可基準並びに入札要件に安全衛生の取組事項を盛り込んでもらうよう地方自治体へ要請

第3次産業対策

【目標】

小売業：死傷者数を12次防平均より5%以上減少

社会福祉施設：死傷者数を12次防平均より5%以上減少

- 本社・本部による労働災害防止対策への参画の推進
- 危険の見える化、リスクアセスメントによる設備改善、危険予知活動の促進
- 労働安全衛生コンサルタントなど専門家の活用（委託事業）
- 非正規雇用労働者における労働災害防止対策の徹底（小売業）
- 介護労働者の腰痛予防のための介護機器の導入促進（社福）
- 転倒災害防止対策及び交通労働災害防止対策の徹底

第13次労働災害防止計画の重点事項（災害種別対策） 抜粋

機械災害対策

- 動力機械のリスクアセスメントの実施
- 設備・機械の経年劣化による労働災害防止のため点検・整備の徹底（設備更新検討での旧機械の改善点の検証）

転倒災害対策

- STOP！転倒災害プロジェクトの促進
- 加齢に伴う身体機能低下による転倒防止のための転倒防止体操の普及促進

交通労働災害対策

- 運行管理講習と併せた交通労働災害防止教育の実施
- あらゆる業界団体へ警察署等と連携し、交通労働災害防止を働きかけ

腰痛予防対策

- 腰痛予防に関する安全衛生教育の実施
- 介護労働者の腰痛予防のため介護機器の導入促進
- 荷物の積み卸し等による腰痛対策の推進

熱中症予防対策

- 夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業における熱中症予防の徹底
- JIS規格適合のWBGT値測定器の普及

「アクションZERO」 ～長崎ゼロ災6か月運動～

長崎労働局は、企業の自主的な災害防止活動の普及定着を目指して、事業場参加型の無災害運動「アクションZERO 長崎ゼロ災運動」を展開しております。

今年度で第7回目を迎える「アクションZERO 長崎ゼロ災運動」は、全国安全週間の本週間である7月から労働災害が多発する12月までの6か月間実施します。

申込期間(5月20日～6月30日)は設けられていますが、運動の拡大推進のため10月末まで随時参加できます。

また、建設現場については運動期間中に1月以上の工事を施工する現場で参加可能です。

自主的な安全衛生活動を更に充実させるためにも本運動への参加をお願い致します。



アクションZERO 7月からスタート!

長崎ゼロ災運動
アクションZERO
第7弾!

目標 事業場トップ等による「安全衛生宣言」により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、労働災害ゼロを目標とします。

申込期間 令和3年5月20日(木)～令和3年6月30日(水)
(FAX又はEメールでも受付可)
※建設現場は、工事開始の時点で随時受付をします。監督署へ提出した「特定元方事業者等の事業開始報告」(写)を併せて提出して下さい。
※本運動の拡大推進のため、参加の事業場の随時受付を行います(～10月末)。但し、途中参加の場合でも、達成証の交付は、運動期間の全期間(6ヵ月間)無災害であることが条件です。

運動期間 令和3年7月1日(木)～令和3年12月31日(金)までの6ヵ月間
(「結果報告書」を令和4年1月20日(木)までに報告願います。)
※参加事業場は、運動期間中の結果報告の提出が必要となります。

達成証の交付 運動期間中(6ヵ月間の労働災害ゼロ)の目標を達成した参加事業場には、「無災害達成証」を交付します。

長崎労働局 アクションZERO 検索

主催:長崎労働局 各労働基準監督署

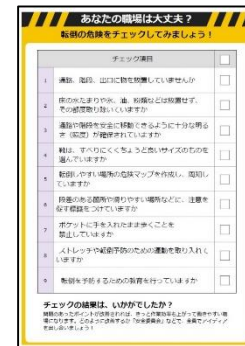
STOP! 転倒災害

プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

STOP! 転倒

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。



転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上[※]の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

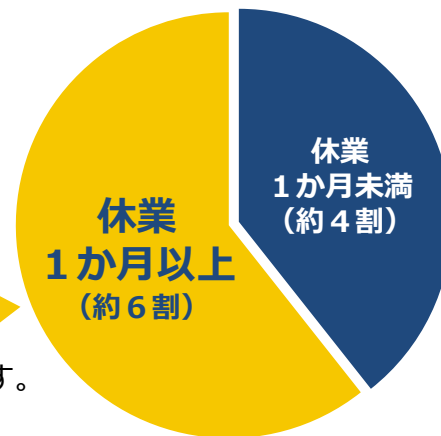
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約3倍**に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。

特徴4 冬季に多く発生！

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">・ 歩行場所に物を放置しない・ 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く・ 床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">・ 時間に余裕を持って行動・ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行・ 足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">・ 移動や作業に適した靴の着用・ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有・ 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

危険の見える化

人間の外部情報の把握は

目(視覚):83%、 耳(聴覚):11%、
皮膚(触覚)3%、 舌(味覚)2%、
鼻(臭覚)1%



危険の「見える化」とは、五感の中で大半の情報を占める「視覚」を有効に活用し、職場の危険を可視化することで、人間工学的に理にかなった活動として近年推進しています。

具体的には、職場の中で転倒災害・ヒヤリハットが発生している箇所にステッカーを貼り付けるなど、従来の安全衛生活動です。

危険の「見える化」(段差・階段)



- ▲スロープ段差の明示
- ▼スリップ注意の表示



階段の踏み外しによる転落防止

- 手すりの設置
- 滑り防止対策
- 見える化
- 照明の設置、スイッチ増設(上下)、人感センサー等

「昇降注意」の表示



危険の「見える化」(屋外)

屋外(事業場敷地内)での転倒、転落災害も発生しています。

敷地内の段差、駐車場のタイヤ止め、側溝への転落が多く、原因として、ながらスマホ、雨天で急いだ行動、降雪、凍結など本人の注意不足によるものもありますが、日没後に照明の無い場所での発生も散見されるため屋外照明の設置を検討して下さい。



危険の「見える化」 (整理・整頓)

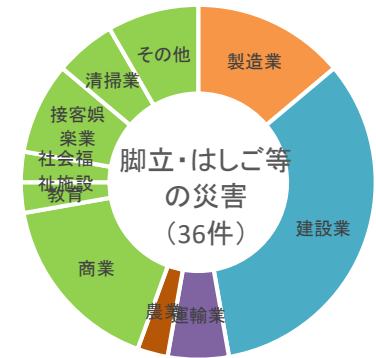
置場の明示 (通路・作業動線の確保)

置き場が明確になると、整理整頓が進めやすくなります。

また、作業に必要な「動線」を確保でき「転倒」、「激突」、不自然な姿勢による「腰痛」のリスクを低下させ、作業効率の向上にもつながります。



脚立・はしごからの転落災害



脚立・はしご等からの転落災害が増加しています。
身近な用具のため、それほど危険を感じずに使用することが多いのではないのでしょうか。脚立・はしごの安全な使用方法を理解してもらい、安全に使用させましょう。

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 **10** のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 _____ 確認担当者名 _____

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規程」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R3.3)

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 **8** のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 _____ 確認担当者名 _____

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをホルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

「労働安全衛生規程」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 幅は30cm以上
- すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

※取説はしごを使うときも、チェックしましょう

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R3.3)

トラック荷台からの転落災害

当署管内においても、運送業を中心にトラック荷台からの転落災害が増加しています。

(令和元年 14件 ⇒ 令和2年 24件)

右のリーフレットでは、昇降時の災害防止のチェックポイントを紹介していますのでご活用下さい。

資料の検索

「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」

陸上貨物運送事業における
トラック荷台からの
転落を防ぐために
荷台昇降設備・設備はありますか？

昇降時 40%
荷役時 35%
搬入時 25%
搬出時 0%

トラック荷台からの転落防止対策はここまで進んでいます。

一般的な対策

昇降しやすい設備

荷台昇降しやすい設備

昇降しやすい設備

また、荷役作業時の災害(パターン別の主な原因と対策)について右のパフレットで紹介していますので、ご活用下さい。

資料の検索

「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」

陸上貨物運送事業における
重大な労働災害
を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる
災害パターン別の主な原因と対策

荷役時 70%
昇降時 20%
搬入時 10%
搬出時 0%

トラック荷台等での
荷崩れによる
死亡災害

事例1 固定ベルトを外した途端に多くの荷材が落下 (死亡災害)

事例2 ドラム缶とともに転落。ドラム缶が作業者に直撃 (死亡災害)

フォークリフト
使用時における
死亡災害

事例1 フォークリフトアップ(上昇時)の安全装置により作業者がコールドロールボックスパレットの下敷き (死亡災害)

事例2 歩行者立入禁止エリアにいた作業者がフォークリフトと接触 (死亡災害)

職場における熱中症の発生状況

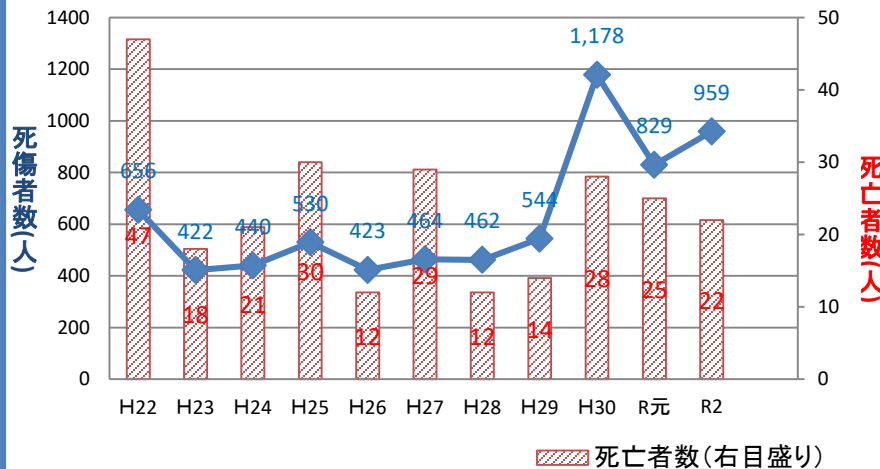
熱中症は夏季の労働災害として非常に大きな問題です。

特に、建設業及び警備業などの屋外作業において重篤化する傾向にあることから、日陰の確保など屋外作業での熱中症予防について取組みの強化をお願いしています。

また、入職直後や、夏季休暇明けの発症も散見されますので、熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)を設け、暑さに慣れるまでの間は、こまめに休憩をとり、水分・塩分を取りましょう。



職場における熱中症による死傷者数の推移(全国)



STOP! 熱中症 令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

熱中症予防対策の徹底を図ろう

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が5日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組ましましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

※実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（事業期間7月、夏期休暇7月）

月	5月	6月	7月	8月	9月
事業期間	5/1	キャンペーン期間	重点取組期間		9/30

確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れます!

準備期間(4月1日～4月30日)

- WBGT値の把握の準備: JIS規格(JIS S 9922)に適合したWBGT観測計を導入しましょう。
- 作業計画の策定: WBGT値に応じて、作業内容や作業時間の確保などができるような作業計画を策定しましょう。
- 設備の整備: 暑熱対策設備、遮熱または反射率の高いシートやシートなどにより、WBGT値を下げる方策を検討しましょう。
- 服装などの検討: 通気性の良い作業服を準備しておきましょう。身体を冷却する効果のある冷却服の検討も行ってください。
- 教育研修の実施: 熱中症の防止対策について、教育を行います。
- 労働衛生管理体制の確立: 熱中症対策を中心とした、事業場としての管理体制を整え、必要な熱中症対策の体制を整えます。
- 緊急時の対応の確保: 送迎サービスに依頼する病院や救急時の対応について確保を行います。

キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

STEP 1 WBGT値の把握

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT値を下げるための設備の整備	暑熱対策に検討した設備、休憩場所などの設備の整備
休憩場所の整備	休憩場所には、傘や日よけ、シートや冷却飲料、冷却シートを設置しましょう。暑熱対策に検討した通気性の良い作業服なども着用しましょう。
通気性の良い作業服など	WBGT値が高いときは、 暑熱対策を徹底 、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに 休憩 をとるなどの工夫をしましょう。
作業時間の短縮	暑熱対策に検討した設備は、 暑熱対策を徹底 、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに 休憩 をとるなどの工夫をしましょう。
熱への順化	暑熱対策に検討した設備は、 暑熱対策を徹底 、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに 休憩 をとるなどの工夫をしましょう。
水分・塩分の摂取	暑い日が続くときは、 暑熱対策を徹底 、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに 休憩 をとるなどの工夫をしましょう。
ブレッシング	休憩時にも体温を下げる工夫をしましょう。
健康診断結果に基づく措置	健康診断の結果に基づき、 暑熱対策を徹底 、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに 休憩 をとるなどの工夫をしましょう。
労働者の健康状態の確認	労働者の健康状態を確認し、 暑熱対策を徹底 、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに 休憩 をとるなどの工夫をしましょう。

STEP 3 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、定期的に、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の測定対策が実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は悪くないか
- 作業の中止や中断を怠っていないか

重点取組期間(7月1日～7月31日)

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じて追加対策を行います。
- 特に**暑熱対策**は、WBGT値に応じて、**作業の中止、短縮、休憩**の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各労働者の健康状態、体調不良、発熱の減少などに基づき、当日の対策をきちんと取りましょう。
- 暑熱対策は熱中症のリスクが減少していることを念頭に、暑熱対策を行います。
- 少しでも**異常**を察したときは、ためらわずに**救急**、病院に搬送しましょう。

熱中症の症状のある人を絶対に1人にしないで下さい。

熱中症による死亡災害の事例では、症状のある人を1人残して作業を続け、「気づいたときには(戻ってみると)意識を失っていた」との事例が散見されます。

本人(熱中症発症者)が「大丈夫」と言っても絶対に1人にしないで下さい。



救急隊を待つ間…

- 体表面を露出させ、うちわなどで冷風を送りましょう。
- 仰向けか横向きに寝かせ、足を上げて、頸部、わきの下、太ももの付け根などの大きな動静脈が通っている部位を冷却剤などで冷やしましょう。
- 手足を末梢から中心部に向けてマッサージしましょう。

第三次産業の労働災害防止

商業

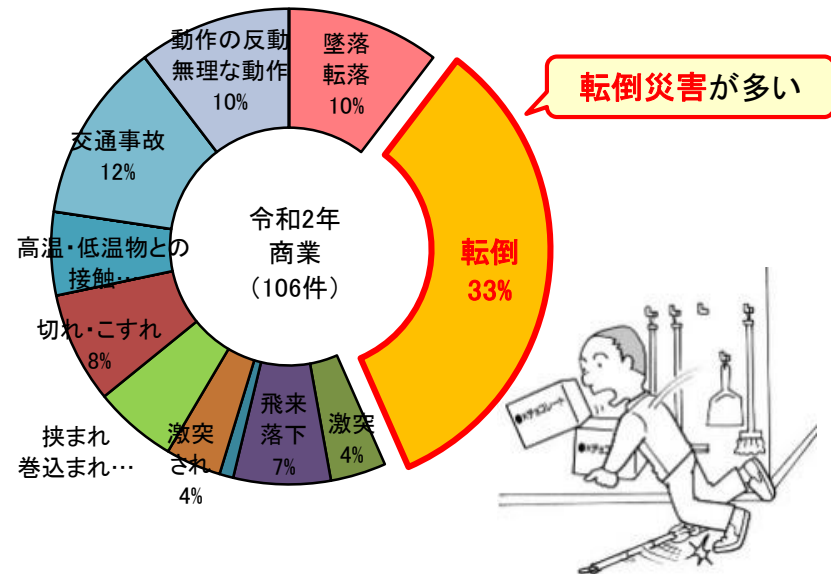
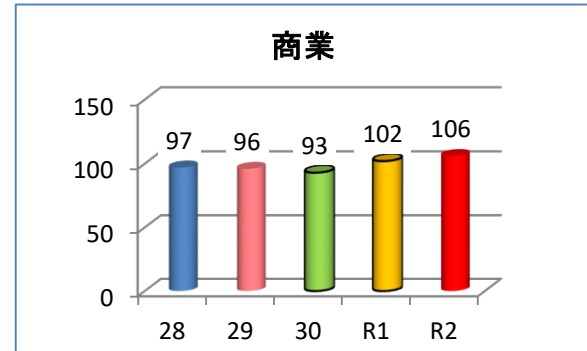
商業における休業4日以上の死傷災害は増加傾向にあります。

事故の型では「転倒」災害が33%と最も多く、転倒災害の7割が50歳以上で発生しています。

また、転倒災害の6割以上で休業期間が1か月以上となっています。

このため、売り場だけでなく、バックヤード、従業員用の通路についても整理・整頓により通路の確保を行い、床の凹凸や段差の解消、滑り止め対策、階段等への手すりの取り付け、照明の確保についても取り組みをお願いします。

また、年代別では60歳以上の災害が44%と最も多く、働く高齢者の特性に配慮した職場環境の改善が求められます。



第三次産業の労働災害防止

保健衛生業(医療保健業+社会福祉施設)

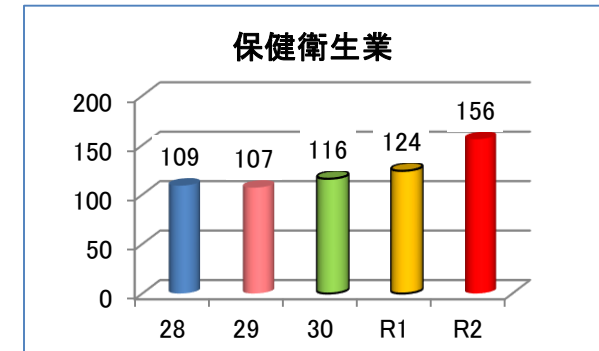
保健衛生業における休業4日以上¹の死傷災害は年々増加しており、令和2年は156人と前年比26%の増加となっています。

業種別では、医療保健業において73人(前年37人)、社会福祉施設83人(前年86人)となっており、医療保健業では前年の約2倍に増加しています。

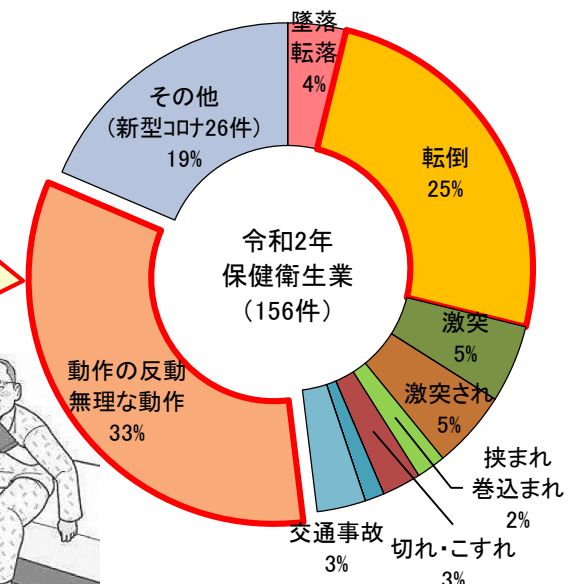
「事故の型」では、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が33%と最も多く、次に「転倒」災害が25%、「その他(新型コロナウイルス感染症を含む)」が29人(19%)となっています。

「動作の反動・無理な動作」では年代による発症の差は殆どなく、多くの事例で介助や生活支援での無理な動作が関係しており、年代に関係なく身体への作業負荷の軽減対策をどのように進めてゆくかが重要と考えます。

「転倒」災害は50歳以上での発生が77%と、高い年代で多く発生しています。



動作の反動・無理な動作(腰痛)と転倒災害が多い



働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、

- ① 本社・本部での実施事項
- ② 店舗・施設での実施事項

についてチェックリストを作成し取り組みをお願いしています。

また、中災防では中小規模事業場の安全衛生サポート事業として、店長会議など店舗の方が集まる機会を活用した安全衛生に関する研修会(集団支援)や、安全衛生の技術専門家の派遣によるアドバイス(個別支援)を無料で行っていますのでご活用下さい。

安全衛生サポート事業

経営トップ、管理職等にお勧めのセミナー	
安全衛生トップセミナー	ゼロ災害全員参加運動トップセミナー
危険予知(KY)訓練関連研修	
ゼロ災害全員参加運動プログラム研究会 危険予知(KY)活動トレーナー研修会	指差し呼称の定着研修会
腰痛予防、転倒災害防止関連セミナー	
転倒災害防止のための 身体機能向上セミナー	管理・監督者向け 転倒予防・腰痛予防セミナー
メンタルヘルス関連研修・セミナー、中災防ストレスチェックサービス	
メンタルヘルス対策に活かす 職場環境改善のすすめ方セミナー	中災防ストレスチェックサービス (ヘルスアドバイスサービス)
安全衛生の技術専門家の派遣サービス	
「職場の安全衛生診断と改善指導」 「企業内安全衛生教育・講演会への講師派遣」	

詳しくは「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

高年齢労働者の安全と健康確保

60歳以上の労働災害は増加傾向にあり、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりについて「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」が令和2年に策定され、職場環境の改善について以下取り組みを求めています。

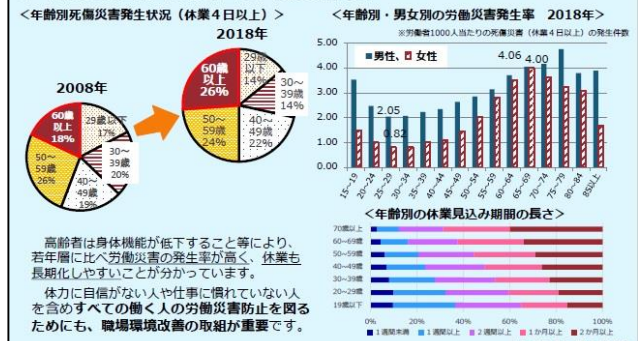
- 視力や明暗の差への対応能力の低下に対する改善
(通路、作業場所の照度の確保、照度の極端な変化の解消)
- 階段への手すりの設置、通路の段差の解消と解消が不可能な場合の注意喚起の標識等の掲示
- 床や通路の滑り対策(防滑素材、防滑靴、原因となる油分・水分等のこまめな除去等)
- 保護具等の着用
- 年齢によらず聞き取りやすい音域の警報音の採用、指向性スピーカーの検討
- 定常的に発生する騒音の低減
- 暑熱環境への対応(涼しい休憩所、服装の改善、熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の機器の利用)
- 重量物取り扱いへの対応(補助機器の導入、作業台の高さ・配置の改善、身体機能補助機器(パワーアシストスーツ等)の導入)
- 介護作業等への対応(リフト、スライディングシート等の導入による抱え上げ作業の抑制)

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)」を策定しました。
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。
こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

外国人労働者に対する労働災害防止対策

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、
適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生教育の実施 安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解 労働災害防止のための指示などを理解できるように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解 労働災害防止のための標識、掲示などについて、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

① 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。
(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあります。

労働災害を防止する上で安全衛生教育の実施は重要ですが、外国人労働者は一般的に日本の労働慣行や日本語に習熟していないため、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらうことが大切です。

また、標識・掲示には母国語の併記や、漢字を多用しないで図解を取り入れるなどの工夫をお願いします。

職場のあんぜんサイト(教材・資料)⇒

- ・見てわかる外国人労働者向け視聴覚教材
(動画)
- ・外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材
(動画)

厚生労働省ホームページ

- ・外国人労働者の安全衛生対策について
(視聴覚教材)

あんぜんプロジェクト



あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは労働災害のない日本を目指して働く方の安全に一生懸命に取り組み「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです!

プロジェクトメンバー
(参加企業)を募集しています。
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>
サイトで募集中。メールで参加申請できます。

参加企業には、あんぜんプロジェクトと産業災害プロジェクトとのコラボステッカーをプレゼント!
自社ホームページを開設していない場合でもプロジェクト参加が可能です!

「あんぜんプロジェクト」
ホームページ上で
「見える」安全活動コンクール
を実施します。

募集期間 (P.3参照)
令和2年 令和2年
8月3日 ~ 9月30日まで
優れた安全活動事例を募集しています。

安全は企業の礎です。
働く人の安全と健康を確保することは事業者の責務ですが、そのためには、企業とそこで働く方々の創意と工夫による不断の努力が不可欠です。また、安全への取組は、働く人の能力向上、企業の生産性向上、ご家庭の安心やワークライフバランスの実現にも良い影響を与えます。さらには、消費者の皆様にも良質な製品やサービスを提供することにつながるものです。

あんぜんプロジェクトは、働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる企業を応援しています!

参加手続きについてのお問い合わせ
参加手続き申請窓口(富士通株式会社)
電話: 03-5962-3138
e-mail: contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com

あんぜんプロジェクトについてのお問い合わせ
あんぜんプロジェクト事務局
(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)
電話: 03-3595-3225

※あんぜんプロジェクトの参加手続きに係る事務は、「職場の安全衛生情報の周知・啓発事業」の委託契約を厚生労働省と締結した富士通株式会社が行っています。

あんぜんプロジェクトでは「見える」安全活動コンクールを開催し、安全活動の創意工夫事例を募集しています。

応募いただいた事例は、企業名とともにホームページ(あんぜんプロジェクト)に掲載され、安全対策に積極的に取り組んでいる企業であることをアピールすることができます。

令和3年度についてもコンクールの開催が予定されていますので奮ってご応募下さい。

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が 特定化学物質（第2類物質）になります。

溶接ヒューム及び**塩基性酸化マンガン**について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることから、これらの物質を**特定化学物質**（第2類物質）として加える改正が行われました。

（令和3年4月1日より施行・適用）

改正内容の詳細につきましては、厚生労働省のホームページに掲載されている改正内容に関する資料（パンフレット等）をご確認下さい。

金属アーク溶接等作業以外で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆さまへ

「塩基性酸化マンガン」について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「塩基性酸化マンガン」について、上記のリスク評価等により労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

溶接ヒュームに関する規制については、リーフレット「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」をご覧ください。

1. 新たに規制の対象となった物質

- 塩基性酸化マンガんに有害性が確認されたことから、従来の第2類特定化学物質である「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」を「マンガン及びその化合物」と改正し、塩基性酸化マンガンを新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けます。
- 塩基性酸化マンガンとは、マンガンの酸化数が2または3の塩基性酸化物であり、代表的な物質として酸化マンガン（ MnO ）、三酸化二マンガン（ Mn_2O_3 ）が挙げられます。

酸化マンガン（ MnO ）（CAS No.1344-43-0）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害	・緑色固体 ・融点1785℃	$Mn=O$
三酸化二マンガン（ Mn_2O_3 ）（CAS No.1317-34-6）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害、呼吸器系障害	・黒色固体 ・融点1650℃	$O=Mn-O-Mn=O$

アーク溶接（屋内作業）

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者**向けのものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはカウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1~1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

アーク溶接（屋外作業）

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を**屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う方は、リーフレット「**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはカウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1~1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

電離放射線障害防止規則の改正

令和3年4月より、被ばく限度の引き下げ、線量の測定方法等の一部変更など改正されています。

放射線業務を行う事業主の皆さまへ

令和3年4月1日から、
**「改正電離放射線障害防止規則」が
施行されます**


厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じるよう、よろしくお願いします。

今回の改正内容

1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ	(電離則第5条)
2	線量の測定および算定方法の一部変更	(電離則第8条・告示第3条)
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加	(電離則第9条)
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更	(電離則様式第2号)
5	上記1に関する経過措置	(改正電離則附則)

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(令和2年4月)

※下線部は改正内容

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません。

2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1cm線量当量、3mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なものによって行うことが必要です。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要です。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

上記1に伴い、受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」に変わります。また、全区分の欄に「検出限界未満の者」の項目が追加されます。

5 上記1に関する経過措置

一定の医師*については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度
 - ・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 1年間につき50mSv
 - ・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv

* 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもおおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

このリーフレットに関するご質問などについては、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

石綿障害予防規則等の改正

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

1

過去に建材として建築物に使用された石綿は今も多くの建築物に残っており、今後これらの建築物の解体・改修は増加すると考えられています。

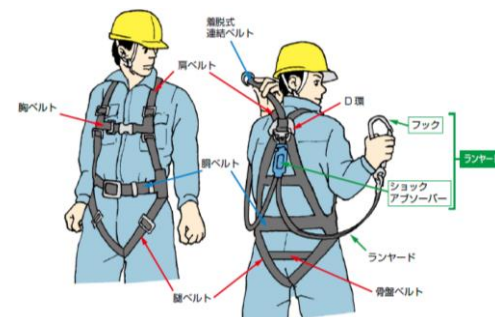
また、これまでの作業について、事前調査の実施、届出、飛散防止・ばく露防止対策に問題があると指摘された作業が散見されており、これらの状況を踏まえ、石綿障害予防規則等の改正が行われ、令和2年10月より順次施行されています。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページ「石綿パンフレット等」をご確認下さい。

「墜落制止用器具」に係る経過措置

経過措置（猶予期間）

旧構造規格の安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは令和4年1月1日までです。



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
政令改正	公布(6月)	施行日(2月1日)			完全施行 1月2日～
省令改正	公布(6月)	施行日(2月1日)			
安全帯の規格改正		適用日(2月1日)			
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用		使用可能（平成31年2月1日～）			
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売		製造・販売可能（平成31年2月1日～）			
旧規格の安全帯の使用が認められる猶予期間		使用可能（～令和4年1月1日まで）			×
旧構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間		製造（～令和元年7月末） 販売可能	販売可能（令和4年1月1日まで）		×
特別教育規定の改正		適用日(2月1日)			